

# 7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

## 社会を明るくする運動とは？

「社会を明るくする運動」とは、すべての人が犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。強調月間である7月には、全国各地でさまざまなイベントや取り組みが行われます。

## できることから始めましょう

犯罪や非行をなくすためには、取り締まりを強化して過ちを犯した人を処罰するだけでなく、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていったり、犯罪や非行を生み出さない家庭や地域づくりも大切です。犯罪や非行を防いだり、過ちからの立ち直りを支えていく地域をつくるには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人がそれぞれの立場で関わっていく必要があります。社会を明るくする運動は、犯罪や非行のない地域をつくるために、地域づくりについて一人ひとりが考え、参

## 本市における行事

加するきっかけをつくることを目指しています。今、何が求められているのか、自分には何ができるのかを考えてみましょう。

「社会を明るくする運動」島原地区推進委員会では、各地区の青少年健全育成協議会や学校などと協力し次のような各種行事を実施します。市民皆さんの多数の参加と協力をお願いします。

「社会を明るくする運動」中学生、高校生弁論大会

少年の非行防止、健全育成、地域活動への参加などをテーマとした弁論大会を開催します。

▼とき 7月22日(金) 13時から16時30分まで

▼ところ 島原文化会館中ホール  
「社会を明るくする運動」小学生、中学生作文コンテスト

社会を明るくする運動に関する作文コンテストを行います。

▼提出場所 保護司会事務局（市福祉センター）

▼提出期限 9月5日(月)まで

## 黄色い羽根の配布活動

法務省主唱「社会を明るくする運動」のシンボルマークであるヒマワリをイメージして「黄色い羽根」の着用を呼びかけています。これは募金を目的とするものでなく、皆様に着用してもらい、「社会を明るくする運動」についての理解を深め、運動への協力をいただくものです。平成20年度に長崎県推進委員会が発案し、実施してきた「黄色い羽根」着用運動は、本年度から全国的に取り組むことになり、本年の広報ポスターにも取り上げられました。

7月の強調月間を中心に、「黄色い羽根」の配布を行いますので、犯罪や非行のない安全・安心の国づくり・地域づくりの賛同のあかし・象徴として着用をお願いします。



「社会を明るくする運動」地区行事 市内各地区で懇談会や協議会などが開催されます。

### ▼行事名(日時、場所)

- ・白山地区(二中)懇談会：7月4日(月)・5日(火) 19時30分から、白山公民館
- ・有明地区青少年健全育成懇談会：7月6日(水)・7日(木) 20時から、各自治公民館
- ・安中地区第三中学校校内意見発表
- ・公民館
- ・会：7月6日(水) 14時から、第三中学校体育館
- ・森岳地区懇談会：期日未定、森岳公民館
- ・杉谷地区「社明・補導1000人パレード」：7月16日(土) 18時から、杉谷公民館
- ・霊丘地区懇談会：7月30日(土) 10時から、霊丘公民館
- ・三会地区懇談会：期日未定、三会公民館

## 問い合わせ先

「社会を明るくする運動」島原地区推進委員会 (☎023941) または社会教育グループ (☎681111 内線651)